

7. 携帯・報告等の義務

- (1) 狩猟者登録証の携帯・提示  
常に狩猟者登録証を携帯（銃猟は銃砲の所持許可も）し、請求があれば提示すること。  
なお、記章は胸部又は帽子につけること。
- (2) 捕獲報告  
狩猟の期間が終わった日から30日以内に捕獲報告（捕獲した場所及び鳥獣の種類別の数）をすること。
- (3) 住所・氏名の変更届出  
変更した日から2週間以内に知事に届け出ること。
- (4) 狩猟者登録証の返納  
狩猟の期間が満了した日から30日以内に(2)を記載して返納すること。
- (5) 網猟、わな猟に伴う標識の設置  
網猟、わな猟の登録を受けた方は、網及びわなの1張り又は1個ごとに住所、氏名並びに狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を一字の大きさが縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付けなければならない。

8. 次の場所で狩猟する場合には、土地の占有者の承諾が必要です。

- (1) 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地
- (2) 農林水産物等作物のある土地

狩猟の一般注意事項

- 1. 判断に自信のない鳥獣はとらないこと。
- 2. 白色の鳥には狩猟鳥はない。
- 3. 小鳥類では、スズメとニュウナイスズメ以外に狩猟鳥はない。
- 4. ワシ・タカ類、フクロウ・ミミズク類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はない。
- 5. キツツキ類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はない。
- 6. ツル類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はない。
- 7. カモメ類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はない。
- 8. ガン類及びこれと同等以上の大きさの水禽には狩猟鳥はない。
- 9. 方言等にまどわされることなく、必ず確認して判別すること。

9. 国有林野等へ入林する場合の注意事項

名称	所在地	電話番号
長崎森林管理署※	諫早市栗面町 804 番 1	0957-41-6911

※入林手続を行う場合、併せて管理区域等の地図の提供を受け、正確に区域を確認のうえ狩猟を行うこと。

県行造林地へ入林する場合	入林のみは手続不要、わな等設置の場合は県の各振興局林業担当に申し出ること。
--------------	---------------------------------------

- 狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。
- (1) 国有林野内で狩猟される場合は、事前にその区域の国有林野を管轄する森林管理署長等へ「入林届」を提出すること。  
国有林野へ入林する場合には、車両の見やすいところに「入林届受理証」を掲示すること。
  - (2) 国有林野内で作業を行っている者の安全確保のため、国有林野内の作業地及びその周辺については、「入林禁止区域」とするので絶対に立ち入らないこと。
  - (3) 銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。
  - (4) 車両で国有林野内の林道を通行する場合には、安全運転に努めること。
  - (5) 山火事が発生しないよう火気に十分注意すること。
  - (6) 立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
  - (7) 林内に持ち込んだ缶飲料等の空缶は必ず持ち帰ること。
  - (8) 施設及び標示板等を損傷しないこと。

10. その他禁止事項

- (1) 保護鳥獣を捕獲すること。
- (2) 狩猟鳥類のひな及び卵を捕獲または採取すること。
- (3) ヤマドリを販売すること。
- (4) 違反捕獲物等の飼養、譲渡若しくは譲受け、または販売、加工若しくは保管のため引渡したり、引受けること。
- (5) 鳥獣保護区等の標識や施設を移転し、汚損し、き損し、破壊又は除去すること。
- (6) 捕獲した鳥獣を、捕獲した場所に放置すること。（持ち帰るか、適切に埋設処理する。）

山火事は、たき火、吸がら、油断から！！

長崎地方における「日の出」「日没」時刻表

一 般 猟 期						延長猟期：第二種特定鳥獣管理計画に基づき県全域のニホンジカ及びイノシシに係る猟期を1ヶ月延長		
年月日	日の出	日没	年月日	日の出	日没	年月日	日の出	日没
R6.11.15(金)	6:51	17:19	R6.12.16(月)	7:16	17:16	R7.1.16(木)	7:23	17:38
R6.11.16(土)	6:51	17:19	R6.12.17(火)	7:16	17:17	R7.1.17(金)	7:22	17:39
R6.11.17(日)	6:52	17:18	R6.12.18(水)	7:17	17:17	R7.1.18(土)	7:22	17:40
R6.11.18(月)	6:53	17:18	R6.12.19(木)	7:18	17:18	R7.1.19(日)	7:22	17:41
R6.11.19(火)	6:54	17:17	R6.12.20(金)	7:18	17:18	R7.1.20(月)	7:22	17:42
R6.11.20(水)	6:55	17:17	R6.12.21(土)	7:19	17:19	R7.1.21(火)	7:21	17:43
R6.11.21(木)	6:56	17:17	R6.12.22(日)	7:19	17:19	R7.1.22(水)	7:21	17:44
R6.11.22(金)	6:57	17:16	R6.12.23(月)	7:20	17:20	R7.1.23(木)	7:20	17:45
R6.11.23(土)	6:58	17:16	R6.12.24(火)	7:20	17:20	R7.1.24(金)	7:20	17:46
R6.11.24(日)	6:59	17:16	R6.12.25(水)	7:21	17:21	R7.1.25(土)	7:19	17:46
R6.11.25(月)	7:00	17:15	R6.12.26(木)	7:21	17:21	R7.1.26(日)	7:19	17:47
R6.11.26(火)	7:00	17:15	R6.12.27(金)	7:21	17:22	R7.1.27(月)	7:18	17:48
R6.11.27(水)	7:01	17:15	R6.12.28(土)	7:22	17:23	R7.1.28(火)	7:18	17:49
R6.11.28(木)	7:02	17:15	R6.12.29(日)	7:22	17:23	R7.1.29(水)	7:17	17:50
R6.11.29(金)	7:03	17:14	R6.12.30(月)	7:22	17:24	R7.1.30(木)	7:17	17:51
R6.11.30(土)	7:04	17:14	R6.12.31(火)	7:23	17:25	R7.1.31(金)	7:16	17:52
R6.12.1(日)	7:05	17:14	R7.1.1(水)	7:23	17:25	R7.2.1(土)	7:15	17:53
R6.12.2(月)	7:06	17:14	R7.1.2(木)	7:23	17:26	R7.2.2(日)	7:15	17:54
R6.12.3(火)	7:06	17:14	R7.1.3(金)	7:23	17:27	R7.2.3(月)	7:14	17:55
R6.12.4(水)	7:07	17:14	R7.1.4(土)	7:23	17:28	R7.2.4(火)	7:13	17:56
R6.12.5(木)	7:08	17:14	R7.1.5(日)	7:23	17:29	R7.2.5(水)	7:13	17:57
R6.12.6(金)	7:09	17:14	R7.1.6(月)	7:23	17:29	R7.2.6(木)	7:12	17:58
R6.12.7(土)	7:10	17:14	R7.1.7(火)	7:24	17:30	R7.2.7(金)	7:11	17:59
R6.12.8(日)	7:10	17:14	R7.1.8(水)	7:24	17:31	R7.2.8(土)	7:10	18:00
R6.12.9(月)	7:11	17:15	R7.1.9(木)	7:24	17:32	R7.2.9(日)	7:09	18:01
R6.12.10(火)	7:12	17:15	R7.1.10(金)	7:24	17:33	R7.2.10(月)	7:08	18:01
R6.12.11(水)	7:13	17:15	R7.1.11(土)	7:23	17:34	R7.2.11(火)	7:08	18:02
R6.12.12(木)	7:13	17:15	R7.1.12(日)	7:23	17:34	R7.2.12(水)	7:07	18:03
R6.12.13(金)	7:14	17:15	R7.1.13(月)	7:23	17:35	R7.2.13(木)	7:06	18:04
R6.12.14(土)	7:15	17:16	R7.1.14(火)	7:23	17:36	R7.2.14(金)	7:05	18:05
R6.12.15(日)	7:15	17:16	R7.1.15(水)	7:23	17:37	R7.2.15(土)	7:04	18:06

(国立天文台ホームページより引用)